

## 平成28年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人山形大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成28年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

### 1. 平成28年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成29年2月7日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものについて温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結した。

### 2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥産業廃棄物の処理に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

#### ○自動車の購入及び賃貸借に係る契約

購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した（1台購入）。

#### ○建築物の設計に係る契約

次の設計業務について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用した。

- ・山形大学有機材料システム事業化開発センター新営設計業務
- ・山形大学（小白川）総合研究棟改修（教育学系）設計業務（建築）
- ・山形大学（小白川）総合研究棟改修（教育学系）設計業務（設備）

### 3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に参加し、温室効果ガス等の削減に配慮した契約を推進するよう学内に周知を図った。